

2025 年 10 月 17 日

各 位

株式会社北洋銀行

有限会社高松産業様と 「サステナブル経営支援ローン」の契約を締結しました

北洋銀行（取締役頭取 津山 博恒）は、有限会社高松産業様（北海道芦別市、代表取締役：高松 孝一様）に対し、「サステナブル経営支援ローン」（以下、本ローン）を実行しました。

本ローンは、北洋銀行が提供する SDGs コンサルティングや、お客さまとの対話を通じて設定された重要課題のうち、環境・社会・経済に好影響を与え得るもの、もしくは悪影響を抑制し得るものを「サステナビリティ目標」と定義し、その有意義性について第三者からセカンドオピニオン※を取得する融資商品です。

有限会社高松産業様では、重要課題を「事業活動を通じた地球環境への配慮」と特定し、持続可能な社会の実現と自社の企業価値向上の両立に取り組んでいます。

当行は、今後もほくようサステナブルファイナンス等を通じて環境・社会課題の解決を図るお客さまやプロジェクトを積極的に支援し、脱炭素社会の実現や SDGs の達成に貢献してまいります。

※株式会社北海道共創パートナーズによるセカンドオピニオンは別紙をご参照ください。

記

【有限会社高松産業様の概要】

所 在 地	北海道芦別市上芦別町 1 6 番地 1
代 表 者	高松 孝一 様
設 立	1981 年 2 月
業 種	運輸業

【契約記念の様子】



左：北洋銀行
芦別支店 支店長 田中 路彦

中央：有限会社高松産業
代表取締役 高松 孝一 様

右：北洋銀行
滝川支店 支店長 荒川 強

以 上

《北洋銀行グループ サステナビリティ方針》

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。

有限会社高松産業

評価日：2025 年 10 月 17 日

ほくようサステナブルローン

株式会社北海道共創パートナーズ

サステナブル経営支援ローン

コンサルティング事業部

本セカンドオピニオンは、有限会社高松産業(以下、「高松産業」または「当社」という)が北洋銀行の融資商品「サステナブル経営支援ローン(以下、本ローン)」を利用するにあたり、株式会社北海道共創パートナーズ(以下、「HKP」)が第三者の立場から発行するものである。

本ローンは、お客さまの SDGs 経営とサステナビリティ目標に対し、第三者からの評価を取得し、融資実行後においても北洋銀行との継続的な対話等を通じ、企業の持続性の向上を支援する商品である。

1. 企業概要

(1) 企業概要

高松産業は北海道芦別市に本社を置く企業であり、主に木材関連の運送業および木材チップの製造を行っている。

企 業 名	有限会社高松産業	
代 表 者 名	代表取締役 高松 孝一	
本 社	北海道芦別市上芦別町 1 6 番地 1	
資 本 金	2,600 万円	
従 業 員 数	58 人 (2025 年 9 月時点)	
業 種	運送業、建設業	
事 業 内 容	■ 道路貨物運送事業 ■ 木材チップ製造業 ■ 一般土木工事業	
沿 革	1973 年	高松 祐治氏が創業
	1981 年	有限会社高松産業を設立
	1988 年	一般貨物運送業の許認可を取得
	2018 年	高松 孝一氏が代表取締役に就任
	2022 年	木材破砕機を導入
	2023 年	木材チップの製造開始

(2) 経営・事業に対する考え方

高松産業は、「地域資源」と「人」を大切に、地域と共に歩む持続可能な成長を目指している。貴重な地域資源である木材の有効活用と木材関連分野における物流の効率化に努め、社員の心身の健康を守り、多様な人材がいきいきと働ける職場をつくることに取り組んでいる。

(3) 事業概要

高松産業は、芦別市に本社を置き、道内の木材および木材製品の運送を主たる事業に、道路舗装・改良などの土木工事を行っている。石炭の露天掘りを祖業に石炭の輸送事業に進出、その後のエネルギー革命による石炭需要の低下と炭鉱閉山の苦境を乗り越え、木材関連の輸送事業に転換を果たし、現在の経営基盤を構築している。

主たる運送事業は、素材となる原木から木材加工品、木材チップなど取扱品目は多岐にわたり、100 台超となる大型車輛（ダンプカーなど）の保有とドライバー45 名を擁する体制を強みに、全道一円に及ぶ顧客の配送ニーズに応えている。

近年は、木材チップの製造事業に進出し、脱炭素社会の形成と企業価値向上の両立に取り組んでいる。

【本社】



【高松産業提供資料より】

(4) サステナビリティに関する取り組み

高松産業は「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同するとともに、事業活動を通じて SDGs の達成に貢献するため、「SDGs 宣言」を策定している。

「安心して働ける職場づくり」、「事業活動を通じた地球環境への配慮」、「法令順守・リスクマネジメント体制の構築」、「地域活動への貢献」の 4 つのテーマを設け、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に向け、環境・社会・経済に好影響を与える様々なサステナビリティ活動を行っている。

【SDGs 宣言書】



The poster is titled "有限会社 高松産業 SDGs宣言" (Takamatsu Industry SDGs Declaration). It features a central graphic of the 17 SDG icons arranged in a circle. Below the title, it states the company's commitment to the UN Sustainable Development Goals and its goal to contribute to a sustainable society. The declaration is dated May 20, 2022, and signed by the Representative Director, Takamatsu Ryoichi.

SDGsの達成に向けた取組

安心して働ける職場づくり

多様な社員が活躍できる職場環境の整備と健康経営の推進により、働きやすい職場づくりを目指しています。

【具体的な取り組み】

- 社内安全衛生教育の実施
- 労働時間管理システムの導入
- 定期健康診断の実施、労務管理の徹底
- ワークライフバランスの推進(育児・介護休業等の制度整備など)
- 女性の雇用数増加への取組
- リモートワークの推進

事業活動を通じた地球環境への配慮

環境への配慮は企業の重要課題と認識し、低公害事業の導入やリサイクル運動等、企業活動を通じて環境負荷の低減に積極的に取り組み、自然環境の保全に努めています。

【具体的な取り組み】

- 低公害事業の導入(低公害車、CO2削減車等)
- 低公害車に関する社内教育とWebでの情報公開への取組
- 北海道の「グリーン」認定取得
- 省エネへの取組(社内照明のLED化など)
- リサイクル商品の活用、リサイクルペーパーの使用

法令順守・リスクマネジメント体制の構築

安全衛生教育による法令順守の徹底や公正かつ誠実な業務の遂行、また事業継続計画の策定により災害時においても安定した事業活動を行い、社会に信頼される健全な企業経営を目指しています。

【具体的な取り組み】

- 事故、不祥事発生時の迅速な公表の実施
- SDGsに対する高松産業の社内関係、ホームページ掲載への取組
- 適正な賃上げ策多額の導入と取組
- ISO14001を導入しリスク低減対策の実施
- 事業継続計画(BCP)策定への取組
- 安全衛生教育による事故防止と法令順守の徹底

地域活動への貢献

延長雇用制度や地元人材の積極採用、地域事業の参加や協賛などの多様な社会貢献活動を通じて地域への還元を継続し、地域とともに歩み続けていきます。

【具体的な取り組み】

- 地域イベントの参加や協賛の実施
- 地域商店の営業再開の導入
- U、DPOを含む地元人材の積極的採用への取組
- 地域商店、インターネット導入への取組
- オンライン活動の展開と、活動日の休職対策への取組

SDGsとは

SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。

【高松産業提供資料より】

① 環境面

● 木材チップの製造

2023 年から地域の間伐材等の有効活用を目的に木材チップの製造を開始し、バイオマス発電事業所への納入を行っている。2024 年度には 14,000t を製造、2025 年 4 月には「木質バイオマスの証明に係る事業者認定」を取得している。

今後も「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を遵守のもと、再生可能エネルギーへの社会的ニーズの高まりに対応すべく、木質バイオマスの普及拡大に取り組んでいく。

【▼木質バイオマスの証明に係る
事業者認定書】

木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 7 年 4 月 1 日

有限会社高松産業 本社土壌
代表取締役 高松 孝一 様

北海道木材産業協同組合連合会
代表理事会長 三津橋 秀

先に申請のありました、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当連合会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。
今回の認定には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号 : 道木連バイオマス 第 456 G 号

事業者の住所 : 〒079-1371 芦別市上芦別町 16 番地 1

事業者の名称 : 有限会社高松産業

代表者の氏名 : 代表取締役 高松 孝一

事業所の住所 : 〒079-1371 芦別市上芦別町 56 番地 63, 66

事業所の名称 : 有限会社高松産業 本社土壌

認定の有効期間 : 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

(注)申請内容に変更があった場合、及び認定の継続を希望する場合は、別記第6号様式及び別記第2号様式により申請してください。

【▼木材チップ製造所】



【高松産業提供資料より】

② 社会面

● 多様性のある職場づくり

産炭地であった芦別市は、炭鉱の閉鎖により人口減少がすすんでおり、企業の雇用環境が厳しい状況にある。当社では、性別・年齢・国籍等を問わない採用と、有給休暇取得推進や、安全衛生講習会の毎月実施などにより、働きやすい職場づくりをすすめることで雇用を確保してきた。業界として女性が少ない中、女性ドライバーは 3 名勤務するほか、近年は車輛整備士として外国人従業員も採用。加えて、定年後の延長雇用も実施している。多様な人材が活躍できる職場づくりに向けて、コミュニケーションの活性化に努める方針にある。

2. サステナビリティ目標の設定

本ローンの取り組みにあたり、以下の重要課題の達成に向けたサステナビリティ経営の目標・KPIを設定した。

(1) サステナビリティ目標の設定

重 要 課 題	事業活動を通じた地球環境への配慮
取 組 内 容	① CO2 排出量の削減による環境負荷の低減 ② 木材チップの製造量増加による再生可能エネルギー普及への貢献
目 標 ・ K P I	① 2030 年 6 月期までに車輛から排出される CO2 を 6.2%以上削減する (2025 年 6 月期実績 : 4,127t-CO2) ② 2030 年 6 月期までに木材チップの製造量を 20,000t/年(1,600 m ³)以上に する(2025 年 6 月期実績 : 14,000t(1,120 m ³))
貢 献 する SDGs	 

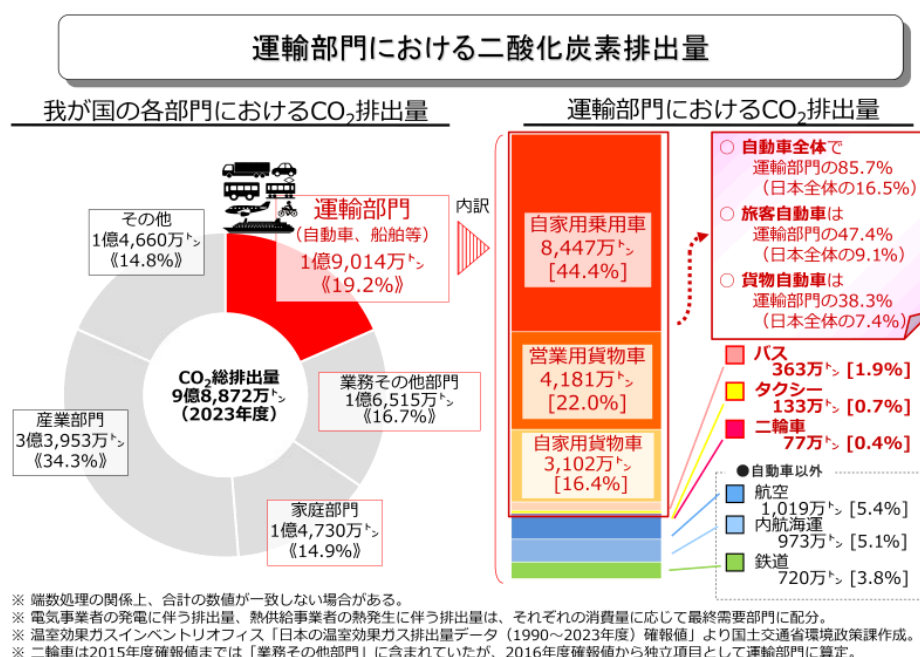
(2) サステナビリティ目標の有意義性

本ローンの組成にあたり、「事業活動を通じた地球環境への配慮」という高松産業の重要課題(マテリアリティ)に基づき、脱炭素社会の実現を推進するための目標・KPI を設定した。以下、取組の有意義性を見ていく。

① CO2 排出量の削減による環境負荷の低減

日本政府は 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、2030 年度の温室効果ガスの削減目標(中間目標)として、2013 年度対比で 46%削減することを掲げている。

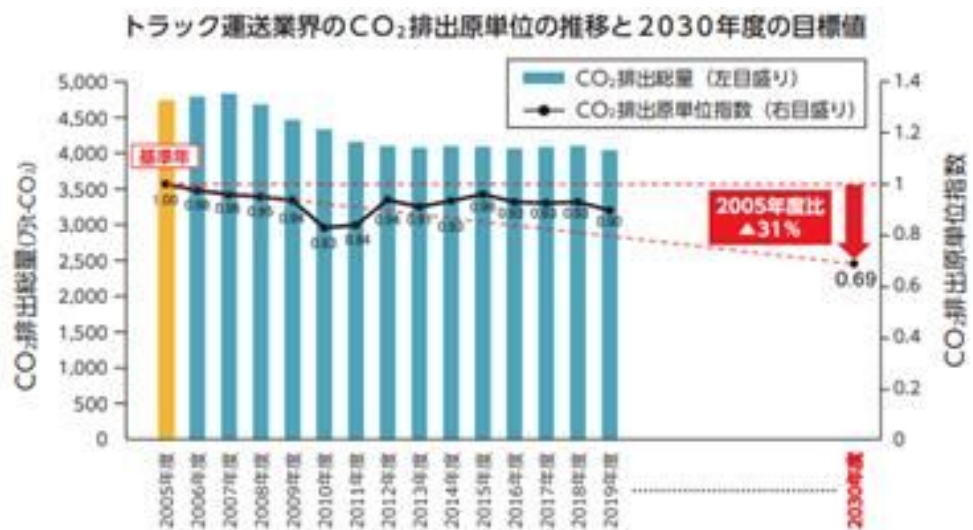
国内における CO2 排出量は、9 億 8,872 万トン(2023 年度)となっている。そのうち運輸部門では 1 億 9,014 万トン(19.2%)を占め、当社の主な事業である貨物自動車からは 7,282 万トンと運輸部門の 38.3%(日本全体の 7.4%)が排出されている。



【国土交通省ホームページ「運輸部門における二酸化炭素排出量」より抜粋】

貨物自動車運送事業者で組織された公益社団法人全日本トラック協会では、「トラック運送業界の環境ビジョン 2030」にて、トラック運送業界全体の 2030 年の CO₂ 排出原単位を 2005 年度比で 31%削減することをメイン目標に定めている。また、メイン目標の達成に向けて、以下のサブ目標を掲げている。

- ① 車両総重量 8t 以下の車両について、2030 年における電動車の保有台数を 10%とする
- ② 各事業者が自社の車両の CO₂ 排出総量または CO₂ 排出原単位を把握することを目指す
- ③ 全日本トラック協会と全都道府県トラック協会が共通で取り組む「行動月間」を設定する



【公益社団法人全日本トラック協会「トラック運送業界の環境ビジョン 2030」より抜粋】

当社の目標は、CO₂ 排出量の総量ベースであるが、業界団体の目標(2030 年度 31%・2005 年度比、1.24%/年の削減率に相当)と整合した目標となっている。

CO₂ 排出量の削減に向けては、これまでも輸送トラックの入替時においては環境負荷が低減される車両への入替をすすめてきた。本目標の達成に向け、今後も同様の取り組みをすすめるとともに、新たに道央圏へ事業拠点を増やすことで輸送距離を短縮し、全体として CO₂ 排出量の削減をはかる方針である。

② 木材チップの製造量増加による再生可能エネルギー普及への貢献

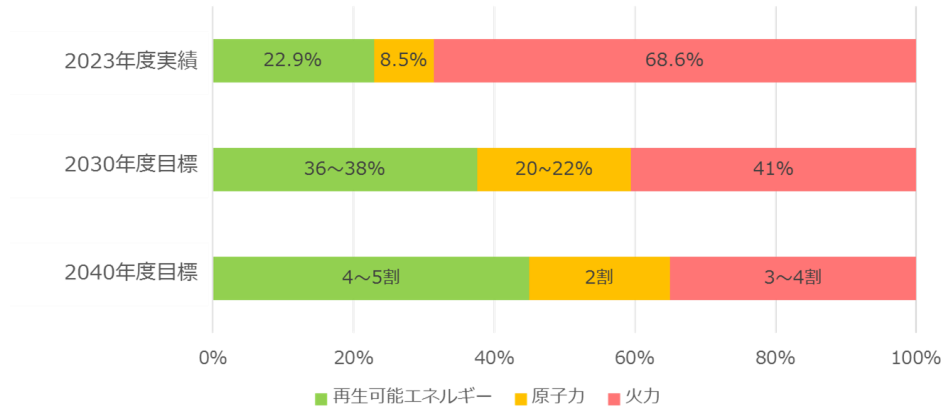
日本国においては 2050 年のカーボンニュートラルの達成を掲げており、脱炭素とともに、エネルギー安定供給、経済成長の同時実現を目指している。

DX や GX の進展による電力需要増加が見込まれる中、第 7 次エネルギー基本計画では、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立する観点から、2040 年度における再生可能エネルギー比率を 4 割～5 割とする目標を掲げ、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指している。とりわけ、北海道は再生可能エネルギーの活用に関するポテンシャルが高い地域で、木質バイオマスエネルギー賦存量の推計値では全国 1 位となっている。北海道は「北海道森林吸収源対策推進計画（2025 年 3 月改正）」において、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するために「木質バイオマスの安定的・効率的な供給体制の構築」を

具体的な施策に掲げ、2030 年度までに木質バイオマスエネルギー利用量の拡大を進める方針にあり、当社の取り組みは北海道の目標に貢献するものである。

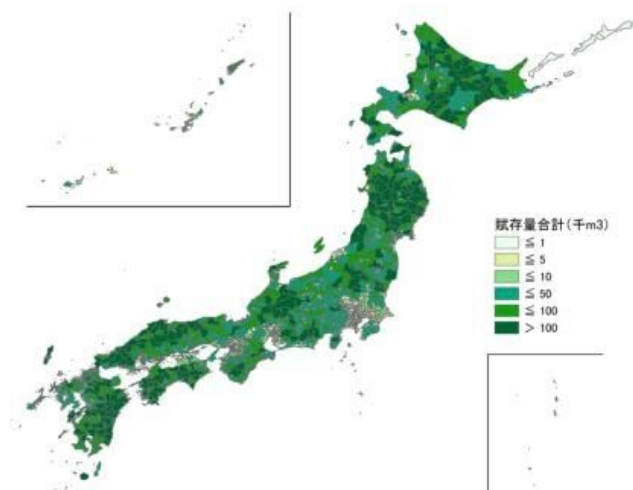
以上より、高松産業が掲げた目標・KPI は有意義である。

【2040 年度の電源構成】



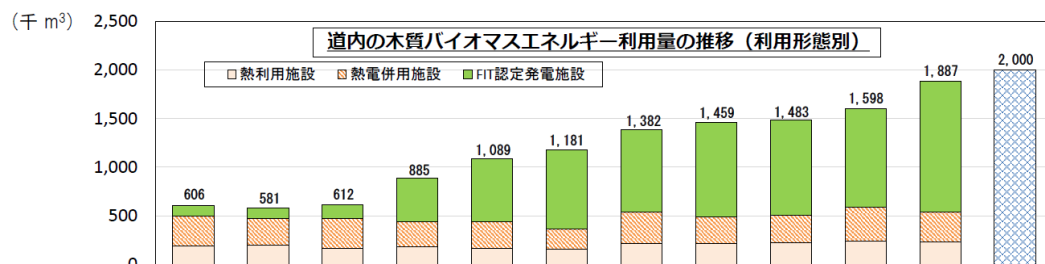
【出所：経済産業省 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」より】

【市町村別の木質バイオマスエネルギー賦存量の分布（合計値）】



【出所：環境省 「令和 3 年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書」より】

【道内の木質バイオマスエネルギー利用量の推移】



【出所：北海道庁「木質バイオマスエネルギーの利用状況」より】

以 上

株式会社北海道共創パートナーズ 会社概要

名 称	株式会社北海道共創パートナーズ
本社所在地	〒060-0042 札幌市中央区大通西3丁目7番地 北洋大通センター13階 代表 TEL : 011-596-7814
資 本 金	4,950 万円
株 主	株式会社北洋銀行
代 表 者	代表取締役社長 岩崎 俊一郎
事 業 内 容	①経営に関する問題点の調査・分析、改善案の企画・立案 ②企業戦略の立案、システムの構築および事業承継およびM & Aに関する支援 ③人材育成のための研修業務 ④有料職業紹介事業(許可番号 01 ユ-300467) ⑤投資事業組合財産の運用及び管理 ⑥株式、社債又は持分その有価証券に対する投資業務 ⑦前各号に付帯関連するコンサルティング業務 ⑧前各号に付帯関連する一切の業務
沿 革	2015 年 8 月 株式会社日本人材機構 設立 2017 年 9 月 株式会社日本人材機構と株式会社北洋銀行の共同出資により 株式会社北海道共創パートナーズ設立 コンサルティング事業とプロフェッショナル人材のシェアリング 事業を開始 2018 年 10 月 有料職業紹介事業の許可を取得し、人材紹介事業に参入 2020 年 4 月 株式会社北洋銀行が株式会社日本人材機構の保有する株式を 取得し、100%子会社化 株式会社北洋銀行から M&A 事業を移管 2023 年 4 月 経営コンサルティング事業の中の補助金コンサルティングを 補助金事業部として事業部化

留意事項

本文書は、貸付人が借入人に対して実施する「サステナブル経営支援ローン」に際し、借入人の SDGs 経営とサステナビリティ目標の有意義性に対する第三者意見を述べたものです。

本文書に記載された情報は、現時点で入手可能な公開情報、借入人から提供された情報や借入人へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、当該情報の正確性、実現可能性、将来における状況への評価を保証するものではありません。

HKP は当文書のあらゆる使用に起因して発生する全ての直接的、間接的損失や派生的損害については、一切義務または責任を負わないものとします。

本文書に関する一切の権利は HKP に帰属します。HKP の事前の許諾無く、本文書の全部または一部を自己使用の目的を超えて使用すること(複製、改変、翻案、頒布等を含みます)は禁止されています。

【独立性】

HKP は、北洋銀行グループに属しており、北洋銀行および北洋銀行グループ企業との間および北洋銀行グループのお客さま相互の間における利益相反のおそれのある取引等に関して、法令等に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないように、適切に業務を遂行いたします。

また、本文書にかかる調査、分析、コンサルティング業務は北洋銀行とは独立して行われるものであり、北洋銀行からの融資に関する助言を構成するものでも、資金調達を保証するものでもありません。

【第三者性】

借入人と HKP との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係などの特別な利害関係はありません。